

第108回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時



開催場所

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
当社本社会議室 (郵船ビル6階)

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

インターネット等又は郵送による
議決権行使期限

2022年6月28日 (火曜日)
午後5時15分まで

目次

第108回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	9
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告	28

新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力のお願い

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、インターネット等又は郵送による議決権の事前行使にご協力いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nittetsukou.co.jp/>) においてお知らせいたしますので、ご確認賜りますようお願い申し上げます。



日鉄鉱業株式会社

証券コード 1515
2022年6月7日

株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号



日鉄鉱業株式会社

代表取締役社長 森川 玲一

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 当社本社会議室（郵船ビル6階） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役1名選任の件
4 議決権行使 について	(1) インターネット等と議決権行使書用紙の郵送により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。 (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
代理人によるご出席の場合は、委任状並びに本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。）

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

また、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、[株式会社の支配に関する基本方針]、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」については、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。

なお、これらの事項については、連結計算書類及び計算書類の一部として会計監査人による監査を、事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部として監査役による監査をそれぞれ受けております。

当社ウェブサイト <https://www.nittetsukou.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

「スマート行使」による 議決権行使



行使期限

**2022年6月28日
(火曜日)**
午後5時15分まで

3ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる 議決権行使



行使期限

**2022年6月28日
(火曜日)**
午後5時15分まで

3ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

書面による議決権行使



行使期限

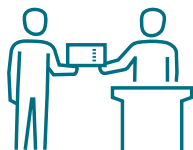
**2022年6月28日
(火曜日)**
午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取り扱いいたします。

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

インターネット等と議決権行使書用紙の郵送により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月29日 (水曜日) 午前10時

開催場所

**東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
当社本社会議室 (郵船ビル6階)**

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社 I C J の運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



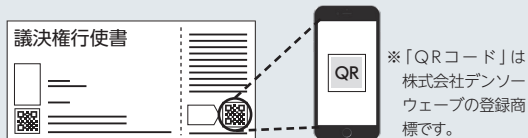
インターネットによる議決権行使のご案内



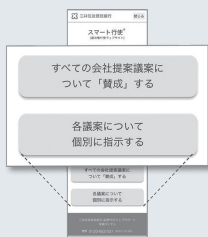
「スマート行使」による議決権行使

「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



■ 議決権再行使のお手続き方法について

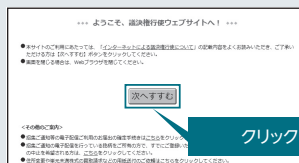
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。なお、議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。



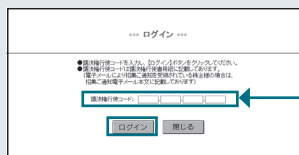
インターネットによる議決権行使

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



- 2 ログインする

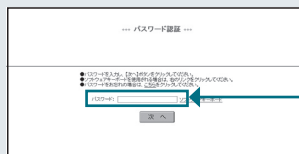


同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

議決権行使コード



- 3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ インターネットによる議決権行使をご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境やご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください
ますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について
その他(ご登録住所・株式数
等)のご照会

☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、従来より業績や経営環境を考慮し、基本方針として継続的かつ安定的な配当を実施してまいりました。また、経営体質の強化と今後の事業展開に備えるため内部留保の充実に努めるとともに、内部留保資金につきましては、中長期的な視野に立った設備投資や競争力強化のための合理化投資などに充当していく所存であります。

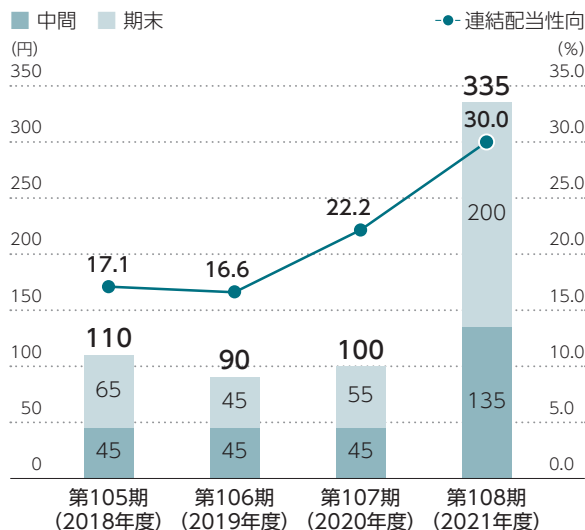
なお、第2次中期経営計画期間（2021年度～2023年度）につきましては、連結配当性向30%を目途に還元する方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類 金銭
2	配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株当たり 金 200円 総額 1,663,705,000円 なお、中間配当金として135円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり335円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月30日

ご参考 1株当たり配当金及び配当性向の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化及び取締役会構成の多様化を図るため取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

あお き ゆう こ
青木 優子 (1957年1月28日生)

新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当

1994年 4月 弁護士登録
 荒井重隆法律事務所所属
 1999年 4月 青木法律事務所所属
 2004年 4月 法務省東京法務局訟務部部付所属
 2009年 4月 新四谷法律事務所所属（現）
 2021年 4月 第二東京弁護士会副会長
 日本弁護士連合会常務理事

所有する当社の株式数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青木優子氏は、長年にわたる弁護士として培われた専門知識や豊富な実務経験をもとに、当社の経営全般に対して企業法務の観点から助言を頂戴することにより、法務・財務におけるリスク管理の強化に加え、業務執行に対する監督機能の拡充に寄与していただくことが期待されるため、新たに社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任され就任した場合は、指名・報酬委員として当社役員候補者や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、以上の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 青木優子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 青木優子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は、同氏が選任され就任した場合、独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
 4. 青木優子氏が選任され就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で、当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。青木優子氏が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

ご参考 本株主総会終了後の取締役及び監査役の専門性と経験（スキルマトリックス）

本招集ご通知記載の候補者が原案どおり選任され就任した場合における、取締役及び監査役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	役職	企業経営 サステナビリティ	国際性	事業戦略 営業 マーケティング	鉱山技術 安全環境	研究開発	法務 リスクマネジメント	財務	務計	人事 人材開発
森川 玲一	代表取締役社長	●	●	●						●
山崎 新也	常務取締役	●	●	●		●				
杣津 雄治	常務取締役	●	●		●					
萩上 幸彦	取締役	●	●	●	●					
藤本 博文	取締役	●		●			●			●
大財 健二	取締役	●		●			●	●		
泉 宣道	社外取締役	●	●							
板倉 賢一	社外取締役		●		●	●				
青木 優子	社外取締役						●	●		
安田 誠司	常勤監査役	●					●	●		
小島 和彦	常勤監査役			●			●			●
若柳 善朗	社外監査役						●	●		
堀田 栄喜	社外監査役		●			●				

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染者数減少に伴う経済活動の正常化が期待されたものの、新たな変異株による感染再拡大に加え、ウクライナ情勢等の影響によりエネルギー価格や原材料価格が大幅に上昇するなど、景気は依然として厳しい状況で推移してまいりました。

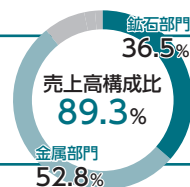
このような経済情勢のもと、当社グループにおきましては、資源事業における増収により、売上高は1,490億8千2百万円（前期比25.1%増）と前期に比べ増加し、営業利益は157億1千5百万円（前期比80.1%増）、経常利益は166億5百万円（前期比72.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は92億7千9百万円（前期比147.7%増）とそれぞれ前期に比べ大幅に増加いたしました。

売上高	営業利益
119,159百万円 ▶ 149,082百万円 前期比 25.1%増	8,726百万円 ▶ 15,715百万円 前期比 80.1%増
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
9,629百万円 ▶ 16,605百万円 前期比 72.4%増	3,746百万円 ▶ 9,279百万円 前期比 147.7%増

資源事業

売上高 **133,124**百万円 (前期比 28.6%増)

営業利益 **14,296**百万円 (前期比 95.9%増)



主要な事業内容

鉱石部門主要製品 石灰石、ドロマイト、砕石、タンカル、けい石、生石灰、消石灰、セメント、石膏、生コン及びコンクリート製品、石油製品、石炭類、LPG、パルプ用チップ、鉱泉水、特殊紙（不燃紙、タンカル紙）、各種粉体、鉱産物の運送荷役、鉱山・土木等の技術コンサルタント及びエンジニアリング、重土工機の整備・修理、その他

金属部門主要製品 電気銅、電気金、電気銀、銅精鉱

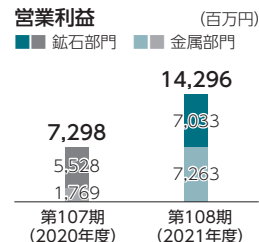
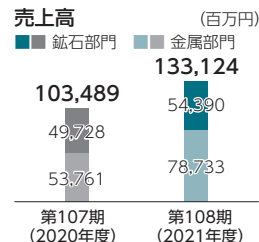
(注) 当期より、当社の連結子会社である津久見車輛整備工業株式会社のセグメント区分を従来の「機械・環境事業」から「資源事業（鉱石部門）」に変更しており、比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

① 鉱石部門

鉱石部門につきましては、主力生産品である石灰石の販売数量の増加等により、売上高は543億9千万円と前期に比べ46億6千2百万円（9.4%）増加し、営業利益は70億3千3百万円と前期に比べ15億4百万円（27.2%）増加いたしました。

② 金属部門

金属部門につきましては、銅価が高水準で推移しましたことに加え、円安の進行等により、売上高は787億3千3百万円と前期に比べ249億7千1百万円（46.4%）増加し、営業利益は72億6千3百万円と前期に比べ54億9千3百万円（310.4%）増加いたしました。



機械・環境事業

売上高 **11,345**百万円 (前期比 2.4%増)
 営業利益 **1,000**百万円 (前期比 1.6%減)

売上高構成比
7.6%

主要な事業内容

機械部門主要製品 集じん機、分煙機、破砕機、鉱山用機械、建設関連機械、土木機械、電気機器、人員輸送用モノレール、ボールバルブ、粉体・流体関連機械、その他

環境部門主要製品 水処理剤、消臭剤、その他

(注) 当期より、当社の連結子会社である津久見車輛整備工業株式会社のセグメント区分を従来の「機械・環境事業」から「資源事業（鉱石部門）」に変更しており、比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

機械・環境事業につきましては、環境部門の主力商品である水処理剤の販売が好調でありましたことから、売上高は113億4千5百万円と前期に比べ2億6千1百万円（2.4%）増加しましたものの、一部機械関連子会社における販売が低調に推移しましたことから、営業利益は10億円と前期に比べ1千6百万円（1.6%）減少いたしました。

売上高 (百万円)

11,083 11,345

第107期
(2020年度)

第108期
(2021年度)

営業利益 (百万円)

1,017 1,000

第107期
(2020年度)

第108期
(2021年度)

不動産事業

売上高 **2,825**百万円 (前期比 0.8%増)
 営業利益 **1,575**百万円 (前期比 3.4%減)

売上高構成比
1.9%

主要な事業内容

オフィスビル、マンション、店舗、工場、倉庫の賃貸及び不動産の販売

不動産事業につきましては、賃貸物件の稼働状況が概ね順調に推移しましたことから、売上高は28億2千5百万円と前期に比べ2千2百万円（0.8%）増加しましたものの、修繕費が増加しました結果、営業利益は15億7千5百万円と前期に比べ5千4百万円（3.4%）減少いたしました。

売上高 (百万円)

2,803 2,825

第107期
(2020年度)

第108期
(2021年度)

営業利益 (百万円)

1,630 1,575

第107期
(2020年度)

第108期
(2021年度)

再生可能エネルギー事業

売上高 1,787百万円 (前期比 0.3%増)
営業利益 509百万円 (前期比 17.3%増)

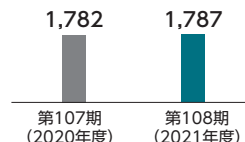
売上高構成比
1.2%

主要な事業内容

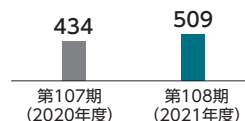
地熱発電用蒸気の供給、太陽光発電、水力発電

再生可能エネルギー事業につきましては、各部門ともに概ね順調に推移しましたことから、売上高は17億8千7百万円と前期に比べ4百万円(0.3%)増加し、減価償却費の減少等により、営業利益は5億9百万円と前期に比べ7千5百万円(17.3%)増加いたしました。

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



(2) 設備投資等の状況

当期において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は95億7千7百万円(前期比28.4%増)で、その主なものは次のとおりであります。

- ① **当期中に取得した主要設備**
特記すべき事項はありません。
- ② **当期において継続中の主要設備の新設、拡充**
資源事業(鉱石部門)
当社 鳥形山鉱業所 第3立坑建設工事

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の動向は一進一退と未だ収束が見通せない中、ウクライナをめぐる国際情勢の動向や、それに伴う世界的なインフレ、円安の影響等による資源価格の上昇、さらには、原材料や資機材が調達困難となることも懸念され、予断を許さない状況が続くものと考えられます。また、鉄鋼メーカーの構造改革や脱炭素社会の実現に向けた政府・民間企業の取り組みによる影響など、当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化しております。

当社グループといたしましては、このような経営環境に対処し、なお一層の販売の強化、生産性の向上、諸経費の削減、BCP（事業継続計画）の充実及びSDGsへの対応など、経営体質の改善・強化を図り、事業基盤の強化・拡充に取り組み、業績の向上及び持続可能な社会の実現に努めてまいります。

さらに、将来にわたり、基幹産業への原料供給という重責を果たし続けるとともに、株主、取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーとの共栄に資するため、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、コーポレートガバナンスの充実を推進してまいります。

なお、当社グループでは、国際環境管理規格ISO14001の活動、鉱山跡地への緑化、社有林の森林認証取得及び自然エネルギーを利用した発電等を行っており、今後とも環境に配慮した事業活動に取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

② 第2次中期経営計画の進捗状況

当社グループは、2021年度を初年度とする3年間の第2次中期経営計画を策定し、2021年5月10日付にて公表しております。第2次中期経営計画期間は、将来の成長を見据えた大型投資の本格的実行期間となります。

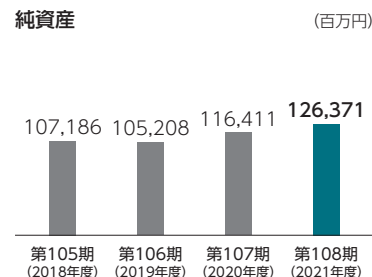
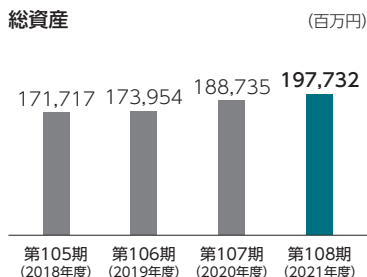
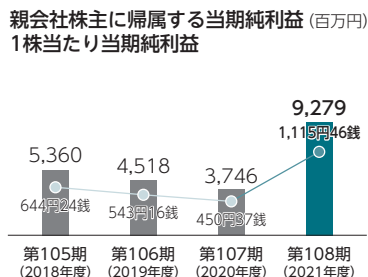
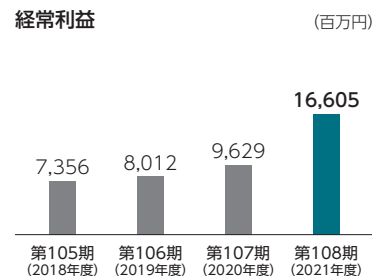
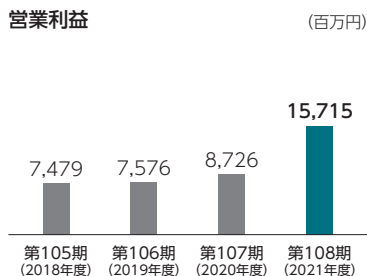
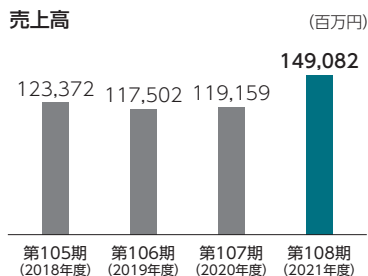
現在の進捗といたしましては、鳥形山鉱業所第3立坑は2023年度の本格運用を目指し順調に建設中です。八戸鉱山新鉱区開発は2021年度に一部出鉱を開始しておりますが、開発工事が全て完了し本格操業となるのは次中期経営計画期間を予定しております。アルケロス銅鉱山は環境許認可手続きの進捗など未確定要素により開発決定には至っておりませんが、2024年度中の操業開始を目指しております。

このような積極投資に耐えうる収益の確保と財務の健全性を維持しながら、国内外の需要動向、特に資源事業の主要納品先である鉄鋼メーカーの構造改革などに臨機応変に対応していくことが重要課題と認識しております。このため、全ての事業において、成長分野の見極めや需要の開拓を推進するとともに、当社グループの持続的成長へ向けた事業活動とSDGsへの取り組みの両立を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第105期 (2018年度)	第106期 (2019年度)	第107期 (2020年度)	第108期 (2021年度)
売上高 (百万円)	123,372	117,502	119,159	149,082
営業利益 (百万円)	7,479	7,576	8,726	15,715
経常利益 (百万円)	7,356	8,012	9,629	16,605
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,360	4,518	3,746	9,279
1株当たり当期純利益	644円24銭	543円16銭	450円37銭	1,115円46銭
総資産 (百万円)	171,717	173,954	188,735	197,732
純資産 (百万円)	107,186	105,208	116,411	126,371

(注) 当期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況**① 親会社との関係**

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
日鉄鉱コンサルタント株式会社	100	100.0	地質調査、物理探査、試錐、建設コンサルタント
北海道石灰化工株式会社	80	100.0	生石灰、消石灰及びタンカルの製造・販売
船尾鉱山株式会社	60	100.0	石灰石の採掘・販売、タンカルの製造・販売
日鉄鉱建材株式会社	50	100.0	石灰石、砕石及びタンカルの仕入・販売
株式会社幸袋テクノ	50	100.0	破碎機、電気機器の製造・販売
八戸鉱山株式会社	100	70.0	石灰石の採掘・販売、タンカルの製造・販売
アタカム・コーザン鉱山特約会社	16,750千米ドル	60.0	銅、その他鉱物の採掘・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

会社名	所在地
当 社	本 社：東京都千代田区丸の内二丁目3番2号（郵船ビル6階） 事業所：高知県須崎市、青森県下北郡東通村、岡山県新見市、北海道空知郡南富良野町、大阪府箕面市、福岡県飯塚市、北海道札幌市南区、大分県津久見市、栃木県佐野市、鹿児島県霧島市 支 店：大阪府大阪市淀川区、福岡県福岡市中央区、北海道札幌市中央区、宮城県仙台市青葉区
日鉄鉱コンサルタント株式会社	東京都港区
北海道石灰化工株式会社	北海道苫小牧市
船尾鉱山株式会社	福岡県田川市
日鉄鉱建材株式会社	東京都新宿区
株式会社幸袋テクノ	福岡県飯塚市
八戸鉱山株式会社	青森県八戸市
アタカム・コーザン鉱山特約会社	チリ共和国第3州ティエラ・アマリージャ市

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
資源事業		
(鉱石部門)	1,196	△8
(金属部門)	439	64
機械・環境事業	249	11
不動産事業	3	0
再生可能エネルギー事業	11	0
全社 (共通)	121	11
合 計	2,019	78

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当期より、当社の連結子会社である津久見車輛整備工業株式会社のセグメント区分を従来の「機械・環境事業」から「資源事業 (鉱石部門)」に変更したため、前期末比増減については、前期末の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
678名	8名	41.9歳	17.7年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	5,250
株式会社三菱UFJ銀行	4,649
株式会社三井住友銀行	4,640

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	20,000,000株
② 発行済株式の総数	8,352,319株 (自己株式33,794株を含む)
③ 株主数	4,586名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本製鉄株式会社	1,237	14.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	891	10.72
公益財団法人日鉄鉱業奨学会	641	7.71
株式会社みずほ銀行	294	3.54
株式会社三井住友銀行	290	3.49
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	235	2.83
日鉄鉱業持株会	162	1.96
株式会社三菱UFJ銀行	139	1.68
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	132	1.59
住友大阪セメント株式会社	129	1.55

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (33,794株) を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 川 玲 一	
常務取締役	山 崎 新 也	機械・環境営業部、研究開発部管掌
常務取締役	杉 津 雄 治	生産技術部、保安環境室管掌
取締役	萩 上 幸 彦	資源開発部担当 アタカマ・コーザン鉱山特約会社取締役社長
取締役	藤 本 博 文	総務部、BCM推進室担当
取締役	大 財 健 二	経理部、資源営業部、金属営業部担当
取締役	泉 宣 道	
取締役	板 倉 賢 一	室蘭工業大学特任教授
常勤監査役	安 田 誠 司	
常勤監査役	小 島 和 彦	
監査役	若 柳 善 朗	弁護士
監査役	堀 田 栄 喜	東京工業大学名誉教授

- (注) 1. 取締役泉宣道氏及び板倉賢一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役若柳善朗氏及び堀田栄喜氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、泉宣道氏、板倉賢一氏、若柳善朗氏及び堀田栄喜氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
 4. 当社は、泉宣道氏、板倉賢一氏、若柳善朗氏及び堀田栄喜氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
 5. 監査役安田誠司氏は、長年当社の経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
大 財 健 二	経理部、資源営業部、 金属営業部担当	経営企画部、経理部、 資源営業部、金属営業部担当	2022年4月1日

【ご参考】当社は、執行役員制度を導入しており、その地位、氏名、担当は次のとおりであります。 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当
執行役員	藤 津 二 朗	八戸鉱山株式会社代表取締役社長
執行役員	河 田 真 伸	研究開発部長
執行役員	坂 口 裕 幸	資源営業部長、金属営業部長
執行役員	曾 田 健	鳥形山鉱業所長

(注) 当事業年度末日後の執行役員を担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
坂 口 裕 幸	資源営業部長、金属営業部長	資源営業部長	2022年4月1日

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、取締役、監査役及び執行役員であります。保険料は、取締役及び監査役に係る株主代表訴訟特約分及び初期対応費用特約分を除き、全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

なお、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月17日開催の取締役会において指名・報酬委員会を設置したことに伴い、同日付の取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改正しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外役員に諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された上記改正前の決定方針と基本的に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 基本方針

取締役の報酬は、株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、固定報酬である月額報酬と、業績連動報酬である賞与により構成する。

取締役の個別の月額報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とするほか、本業の事業活動による収益力の継続的な拡大を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、売上高営業利益率を指標とした業績連動報酬体系とすることを基本方針とする。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、過去10年間の売上高営業利益率を指標とする業績連動報酬により構成する。

社外取締役の報酬は、独立・客観的な立場に基づく経営の監視・監督機能を担うため、月額報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、月額固定報酬とする。報酬額は、役位ごとに定めた係数を乗じて算定したうえで、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、役位ごとに定めた係数及び各事業年度に係る売上高営業利益率と過去10年間の同利益率との比率（業績達成率）から支給率を算定したうえで、賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、事業環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で審議し見直しを行うものとする。

二. 固定報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を参考とし、指名・報酬委員会に対して諮問する。取締役会は指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議によるものとする。取締役会において取締役の報酬に係る議案を審議し決議するにあたっては、指名・報酬委員会は、独立・客観的な立場から当該議案を検討し、審議結果を答申するものとし、取締役会は、当該意見の内容を踏まえ決定することとする。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		月額報酬 (固定報酬)	賞与 (業績連動報酬)	非金銭報酬等	
取締役	273	228	44	—	10
監査役	62	62	—	—	4
社外役員	35	35	—	—	5

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
3. 当社は、本業の事業活動による収益力の継続的な拡大を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、業績連動報酬に係る指標として、「過去10年間の当社売上高営業利益率」を採用しております。なお、当事業年度の目標値は、5.7%であり、当事業年度の当社売上高営業利益率の実績は、6.9%（業績達成率：121.7%）であります。
4. 2007年6月28日開催の第93回定時株主総会決議に基づく役員報酬の限度額は取締役月額27百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役月額6百万円であり、当該決議の際の役員の員数は、取締役7名、監査役4名であります。
5. 2007年6月28日開催の第93回定時株主総会決議に基づく取締役の賞与の限度額は年額60百万円（使用人兼務取締役の使用人分賞与は含まない）であり、当該決議の際の役員の員数は、取締役7名であります。
6. 当社は、2007年6月28日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役に係る役員退職慰労金制度を廃止しております。
7. 取締役会は、代表取締役社長森川玲一に対し各取締役の月額報酬の額の配分の決定を委任いたしました。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、当事業年度に係る取締役の賞与は支給見込額を記載しており、取締役会は、その配分の決定について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受け、その内容を踏まえ決定する予定であります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言の状況並びに期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	泉 宣道	16回／16回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、必要に応じ、長年にわたる経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っております。また、社外役員間でなされた意見交換の内容を取締役に提言するなど、経営の透明性の向上とコーポレートガバナンスの強化に向けて、その職責を果たしております。
	板倉 賢一	13回／13回 (100%)	—	2021年6月29日に就任後、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、必要に応じ、学者としての高い専門知識と豊富な経験に基づいた発言を行っております。また、鉱山開発に係る学術的な助言を行うなど、当社技術部門におけるリスク管理の強化と業務執行に対する監督機能の拡充に向けて、その職責を果たしております。
社外監査役	若柳 善朗	16回／16回 (100%)	16回／16回 (100%)	当事業年度開催の取締役会16回の全て及び監査役会16回の全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っております。
	堀田 栄喜	16回／16回 (100%)	16回／16回 (100%)	当事業年度開催の取締役会16回の全て及び監査役会16回の全てに出席し、必要に応じ、学者としての高い見識と技術的観点から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
① 当社の会計監査人としての報酬等の額	71
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、アタカマ・コーザン鉱山特約会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の会計監査の遂行状況、監査計画と実績の対比及びこれらを踏まえた当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画並びに報酬額の見積りの相当性等を検証した結果、妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、国際財務報告基準による連結計算書類作成の検討に当たり、EY新日本有限責任監査法人よりコンサルティングを受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	89,705
現金及び預金	33,224
受取手形、売掛金及び契約資産	30,757
リース投資資産	2,551
商品及び製品	5,825
仕掛品	8,369
原材料及び貯蔵品	6,432
その他	2,992
貸倒引当金	△448
固定資産	108,027
有形固定資産	67,117
建物及び構築物	20,911
機械装置及び運搬具	10,699
鉱業用地	3,702
一般用地	16,299
建設仮勘定	15,053
その他	450
無形固定資産	3,608
鉱業権	3,111
その他	497
投資その他の資産	37,301
投資有価証券	29,172
繰延税金資産	1,256
その他	7,031
貸倒引当金	△151
投資損失引当金	△8
資産合計	197,732

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	46,938
支払手形及び買掛金	14,627
短期借入金	15,922
リース債務	869
未払金	7,061
未払法人税等	2,939
賞与引当金	1,103
役員賞与引当金	34
株主優待引当金	10
製品保証引当金	10
その他	4,358
固定負債	24,422
長期借入金	4,817
リース債務	1,348
繰延税金負債	2,753
役員退職慰労引当金	77
環境安全対策引当金	5
特別修繕引当金	226
退職給付に係る負債	3,799
資産除去債務	4,639
その他	6,754
負債合計	71,360
(純資産の部)	
株主資本	108,145
資本金	4,176
資本剰余金	4,746
利益剰余金	99,391
自己株式	△169
その他の包括利益累計額	11,928
その他有価証券評価差額金	11,974
繰延ヘッジ損益	△778
為替換算調整勘定	808
退職給付に係る調整累計額	△75
非支配株主持分	6,297
純資産合計	126,371
負債純資産合計	197,732

招集し
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		149,082
売上原価		114,217
売上総利益		34,864
販売費及び一般管理費		19,149
営業利益		15,715
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	1,062	
持分法による投資利益	123	
為替差益	127	
その他	224	1,561
営業外費用		
支払利息	261	
休廃山管理費	215	
貸与資産減価償却費等	92	
その他	102	671
経常利益		16,605
特別利益		
固定資産売却益	46	
投資有価証券売却益	145	191
特別損失		
固定資産除売却損	220	
減損損失	106	
火災による損失	148	
その他	16	493
税金等調整前当期純利益		16,304
法人税、住民税及び事業税	5,082	
法人税等調整額	27	5,110
当期純利益		11,193
非支配株主に帰属する当期純利益		1,914
親会社株主に帰属する当期純利益		9,279

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	67,512
現金及び預金	19,802
受取手形	1,201
売掛金	23,819
リース投資資産	2,551
商品及び製品	4,721
仕掛品	7,866
原材料及び貯蔵品	5,080
前払費用	608
未収入金	632
その他	1,227
固定資産	97,788
有形固定資産	53,329
建物	6,040
構築物	10,614
機械及び装置	4,977
車両運搬具	590
工具、器具及び備品	262
鉱業用地	2,391
一般用地	13,569
建設仮勘定	14,883
無形固定資産	249
鉱業権	183
その他	65
投資その他の資産	44,210
投資有価証券	26,018
関係会社株式	15,249
関係会社長期貸付金	50
長期前払費用	2,116
その他	1,074
貸倒引当金	△76
投資損失引当金	△220
資産合計	165,301

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	39,421
買掛金	14,285
短期借入金	13,500
1年内返済予定の長期借入金	74
リース債務	687
未払金	4,363
未払費用	1,046
未払法人税等	1,572
預り金	894
前受収益	266
賞与引当金	550
役員賞与引当金	33
株主優待引当金	10
その他	2,135
固定負債	19,436
長期借入金	3,333
リース債務	1,036
繰延税金負債	2,344
退職給付引当金	2,296
環境安全対策引当金	5
特別修繕引当金	184
資産除去債務	4,134
長期前受金	1,552
受入保証金	3,769
長期前受収益	41
その他	739
負債合計	58,858
(純資産の部)	
株主資本	95,616
資本金	4,176
資本剰余金	6,149
資本準備金	6,149
利益剰余金	85,460
利益準備金	1,044
その他利益剰余金	84,416
災害補てん準備積立金	500
探鉱準備金	1,108
圧縮記帳積立金	3,166
特定災害防止準備金	147
特別積立金	69,135
繰越利益剰余金	10,358
自己株式	△169
評価・換算差額等	10,825
その他有価証券評価差額金	11,604
繰延ヘッジ損益	△779
純資産合計	106,442
負債純資産合計	165,301

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		119,908
売上原価		99,278
売上総利益		20,629
販売費及び一般管理費		12,366
営業利益		8,262
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	3,821	
受取賃貸料	435	
為替差益	172	
その他	43	4,488
営業外費用		
支払利息	168	
休廃山管理費	262	
出向者関係費	513	
貸与資産減価償却費等	336	
その他	24	1,305
経常利益		11,446
特別利益		
固定資産売却益	35	
投資有価証券売却益	130	166
特別損失		
固定資産除売却損	133	
減損損失	106	
火災による損失	148	
その他	21	410
税引前当期純利益		11,202
法人税、住民税及び事業税	2,557	
法人税等調整額	△35	2,521
当期純利益		8,680

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

日鉄鉱業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 實野裕昭

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 稲吉 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日鉄鉱業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日鉄鉱業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

日鉄鉱業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 實野裕昭

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 稲吉 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日鉄鉱業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

日鉄鉱業株式会社 監査役会

常勤監査役	安	田	誠	司	印
常勤監査役	小	島	和	彦	印
監査役	若	柳	善	朗	印
監査役	堀	田	栄	喜	印

(注) 監査役若柳善朗及び堀田栄喜は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



会場ご案内図

当社本社会議室 (郵船ビル6階)

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号



交通のご案内

JR	JR	「東京駅」	丸の内南口より	徒歩約 4分
地下鉄	千代田線	「二重橋前〈丸の内〉駅」	7番出口経由	徒歩約 2分
	三田線	「大手町駅」	D1出口経由	徒歩約 3分
	丸ノ内線	「東京駅」	丸ビル地上出口経由	徒歩約 4分

株主総会当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。